

児童手当の制度改正について

児童手当については、10月（12月支給分）から制度改正が行われます。制度改正により新たに受給資格が生じる方につきましては、受給するにあたり手続きが必要となります。

●主な改正内容

- ・所得制限が撤廃
- ・支給期間が高校生年代（18歳に達する日以降の最初の3月31日）まで延長
- ・支払いが年6回（偶数月の支給）
- ・第3子以降の支給額が月15,000円から月30,000円に増額
- ・多子加算の算定対象となる子が22歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大

●手続きについて

- ・申請者は、支給対象となる児童を養育している父母などのうち、生計を維持する程度の高い方（所得が高い方）

●申請に必要な書類

- ・申請書
- ・申請者名義の金融機関の通帳、キャッシュカードの写し、
- ・父母等のマイナンバーカードまたは通知カードの写し
- ・健康保険証等の写し

※児童手当受給者で、町に住民登録をしている高校生年代の児童がいる世帯については個別に案内を送付します。

※受給資格者が公務員の場合は、職場での受給になりますので、職場へご申請ください。

※受給資格者が町以外に住民登録している場合は、住民登録されている市町村へご申請ください。

●申請期限

令和6年度の制度改正により新たに受給資格が生じる方は令和7年3月31日までに申請が必要です。申請が遅れるとさかのぼって支給はされませんので、お早めに申請してください。

問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 482-2935（課直通）

『令和6年能登半島地震』 災害義援金の受付について

町では、12月27日（金）まで被災された方々のために義援金の受付をしております。令和6年7月末現在、151,328円の義援金を受付いたしました。

皆さまの温かいご支援に感謝申し上げます。

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 482-2921（課直通）

能登
を
応援
します

阿寒摩周国立公園

指定90周年記念事業を開催

阿寒摩周国立公園指定90周年記念式典

阿寒摩周国立公園が今年の12月で指定90周年を迎えます。90周年を記念して阿寒摩周国立公園広域観光協議会（事務局：弟子屈町）主催による式典を開催いたします。式典は、「阿寒摩周国立公園」の歴史や次の100周年に向けた講演内容となっており、有識者による基調講演やパネルディスカッションを予定しています。詳細については阿寒摩周国立公園広域観光協議会のホームページをご覧ください。

概要

日 時：9月27日（金）13時～16時（受付開始12時）
場 所：釧路屈摩周観光文化センター
(摩周3丁目3番1号)



内 容

- ▶講演題名「これからの国立公園に担うべき役割」
講演者 山田桂一郎氏（J T I C. SWISS代表）
- ▶講演題名「温故知新阿寒摩周国立公園の歴史と次の百周年にむけて」
講演者 塩博文氏（クスリ凸凹旅行舎代表）
- ▶パネルディスカッション「指定100年の国立公園に向けて」
コーディネーター 山田桂一郎氏（J T I C. SWISS代表）
アドバイザー 塩博文氏（クスリ凸凹旅行舎代表）
パネリスト 榎本竜太郎氏（川湯温泉旅館組合組合長）
松岡篤寛氏（有限会社阿寒観光ハイヤー取締役社長）
若月誠氏（知床のガイド屋p i k k i ガイド）

申し込み
不要

阿寒摩周国立公園90周年 ドライブスタンプラリー



90周年を記念してドライブスタンプラリーを実施しています。国立公園内11市町各2ヶ所の計22ヶ所にスタンプを設置し、6個スタンプを集め応募すると、抽選で11市町のうち1つ希望された豪華景品が当たりますのでぜひご参加ください！詳細については阿寒摩周国立公園広域観光協議会のホームページをご覧ください。

- ▶期 間：7月22日（月）～10月31日（木）
- ▶実施方法：パンフレット、アプリ ※アプリは「f u r a r i」というアプリを使用します
- ▶景 品：11市町から3個ずつの計33個 ※希望した市町の景品に応募できます

問い合わせ先／役場観光商工課 482-2940（課直通）



阿寒摩周国立公園
広域観光協議会のHP